



平成28年4月から 健康保険が変わります

負担の公平化、持続可能な医療保険制度の構築をめざして、平成28年4月から医療保険制度が改正されます。

● 紹介状なしで大病院を受診する場合 追加負担が義務づけられます

紹介状なしで特定機能病院および500床以上の病院を受診する場合には、救急時などを除き、原則として、一定額の追加負担（初診で最低5,000円・再診時は最低2,500円）をすることが義務づけられます。



● 「患者申出療養」がスタートします

患者からの申出にもとづいた新しい保険外併用療養のしくみ「患者申出療養」が創設されます。「国内未承認の医薬品などを迅速に保険外併用療養として使用したい」という患者のニーズにこたえる改正となります。これにより申出から承認までの期間が、現在の6～7ヵ月から原則6週間（前例がある医療の場合は原則2週間）に短縮されます。

● 標準報酬月額が3等級 追加されます

毎月支払う保険料の計算の基礎となる標準報酬月額の上限・第47級に、「第48級127万円、第49級133万円、第50級139万円」の3等級が追加され、現在の47等級から50等級となります。

平成27年度まで 上限121万円（全47等級）

平成28年度から 上限139万円（全50等級）

◆ 標準報酬月額の見直し

等級	標準報酬月額	報酬月額
47	121万円	117万5千円以上123万5千円未満
48	127万円	123万5千円以上129万5千円未満
49	133万円	129万5千円以上135万5千円未満
50	139万円	135万5千円以上

※ 標準賞与額もあわせて見直され、年間上限額が「540万円」から「573万円」に引き上げられます

● 入院時の食事代が引き上げられます

入院と在宅療養の負担の公平を図る観点から、在宅療養でも負担する費用として、食材費相当額に加え、調理費相当額の負担も求めることとなります（住民税非課税者等の低所得者などは据え置き）。

平成27年度まで

260円

平成28年度から

360円

平成30年度から

460円



● 傷病手当金・出産手当金の算定方法が変わります

傷病手当金・出産手当金は、1日あたり標準報酬日額の3分の2相当額が支給されています。標準報酬日額に報酬額をより正確に反映させ給付を適切に行うための変更となります。

平成27年度まで

標準報酬月額 ÷ 30

平成28年度から

- 被保険者期間が1年以上の場合
支給開始月を含む直近12ヵ月の各月の標準報酬月額を平均した額 ÷ 30
 - 被保険者期間が1年未満の場合
 - ① 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額を平均した額
 - ② 加入している健保組合の前年度の標準報酬月額を平均した額
- ①か②のいずれか少ない額 ÷ 30

